

「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画映像配信 並びに記録映像制作及び発送業務委託仕様書

1 目的

「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画を配信することで、イベント当日に来場できない人も間接的に参加することを可能とするとともに、事業の映像記録を制作することで、今後の行政資料として活用することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和3年1月29日まで

3 委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 委託内容

(1) 映像撮影

ア 別表「録画映像配信・記録映像制作対象事業一覧」（以下「別表」という。）の「撮影時間」及び「撮影内容」のとおり事業ごとに映像を撮影すること。撮影の内容は、後述の「撮影内容一覧表」のとおり。

イ 撮影に当たっては、音声を極力正確に記録すること。

ウ 事前に委託者及び各事業担当者と当日の撮影等について協議を行うこと。

エ 撮影は、必ず2名以上の熟練したスタッフが行うこと。

オ 撮影日程及び場所は別表のとおり予定しているが、変更もあり得る。

(2) 録画配信用映像の編集及び録画配信

ア 上記(1)で撮影した映像を使用し、録画配信の対象事業（別表の「YouTube配信」欄が「○」と記載されている事業）ごとに映像編集を行い、録画の配信を行うこと。

(ア) 映像の編集に当たっては、目的に沿うよう、事業全体の概要が分かる内容となるよう工夫すること。具体的には、各事業の出演者等を全体のみでなく適宜表情をとらえたり、会場の様子を挿入するなどの確に映像化するとともに、臨場感あふれる映像とするため方向や画角・サイズ等を工夫して適切に撮影し、適宜スイッチャーを用いた効果的な映像収録ができること。各事業ごとの編集時間は、委託者の指示に従うこと。

(イ) 各事業のタイトル画面を制作し、必要最低限のテロップを挿入すること。

(ウ) 肖像権に抵触する場合は、モザイク等の適切な処理を加えること（箇所数未定）。

(エ) 各事業における撮影日の翌日から起算して7日後（土・日・祝日を除く）（ただし、別表番号8、9、11、13及び16の事業における作品数点の映像については、作品展の広報に資するため3日後）を目処にインターネット上での閲覧が可能となるよう、当課のYouTubeアカウントを使用し、アップロードを

行うこと。

(オ) 別表番号15及び17の事業においては、会場外で実施するマルシェに設営するテント内(予定)に40インチ以上のモニター1台を設置し、収録する映像を同時配信すること。設置場所については、選定事業者の決定後に委託者と協議の上、決定する。

(3) ダイジェスト版ディスク作成及び発送業務

ア 別表の「ダイジェスト版編集時間」のとおり、上記(2)で編集した映像を元に、ダイジェスト版ディスクを140部作成すること。盘面は一色文字のみ、スリムケース入りとする。映像編集の内容は、次のとおりとする。

(ア) 各事業の間には空白を置き、チャプターマークを挿入すること。

(イ) 各事業のタイトル画面を制作し、指示するテキストデータを挿入すること。

(ウ) 委託者の指示により、ナレーション及び音声・字幕の解説を加えること。

(エ) わたぼうしコンサートについては、宮崎わたぼうし会が別途撮影・編集を委託する事業者から、編集済みの映像の提供を受けること。

イ ダイジェスト版ディスクは、委託者が指示する配布先に送付すること。配布先は別紙のとおりとし、住所及び宛名のデータは、委託者が提供する。

5 成果品等

成果品等は、次のとおりとする。

(1) 業務の成果に関する報告書 1部

(2) 光ディスク

4(1)で撮影した映像、4(2)で編集した録画配信用映像及び4(3)で編集したダイジェスト版について、DVDを各2部ずつ提出すること。ただし、4(3)については、データも併せて提供すること。

なお、ダイジェスト版発送後の余部は、宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課へ納品すること。

6 委託業務に関する経費の管理等

(1) 備品購入費及び租税公課(消費税及び地方消費税は除く)については、委託料には含まないものとする。ただし、事前に協議の上、了承を得たものについては、この限りでない。

(2) 委託業務に係る契約書、会計書類等関係書類一式を整備の上、委託業務が完了した日から会計年度の終了後5年間保存すること。

7 公演中止の場合の措置

天変地異、戦争、内乱、法律命令、行政措置、交通機関の事故、ゼネスト、疾病、その他委託者・受託者双方の適応能力を超える事由により公演が中止になった場合は、双方協議の上、委託者は受託者に対しそれまでにかかった経費を支払うものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない仕様については、双方協議の上決定する。
- (2) 本業務委託によって制作された制作物の著作権等の全ての権利は、宮崎県及び第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会に帰属する。
- (3) 受託者は本業務の趣旨を理解して業務を進めることとし、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理すること。

< 撮影内容一覧表 >

別表 番号	事業名	撮影内容
1, 2	出張型イベント	講師を中心に撮影するとともに、参加者の様子も撮影すること。また、会場に展示する作品も撮影すること。
3	シンポジウム	2名での対談及びパネルディスカッションのパネリスト5名程度を中心に撮影すること。
4, 5	三県演劇	広島県の演劇及び宮崎県の演劇をそれぞれ撮影すること（鳥取県の映画については、データの提供を受けるため、撮影は不要。）。
6	アートフェスティバルワークショップ	高校生と特別支援学校生によるワークショップの全体の様子を撮影すること。
7	短歌展ワークショップ	高校生と特別支援学校生によるワークショップの全体の様子を撮影すること。
8	全国障がい者アート作品展	審査員1名によるギャラリートークを中心に撮影するとともに、委託者が指示する作品数点の撮影を行うこと。
9	ウォールアート展示	絵の全体図及び羽根の絵のアップを数箇所撮影すること。
10	アートフェスティバル	3箇所設営するステージを中心に撮影するとともに、ワークショップ・マルシェ等の概要についても撮影すること。
11	短歌展	委託者が指示する作品数点の撮影を行うこと。
12	わたぼうしコンサート	撮影不要。
13	宮崎アーティストファイル「ギフト展」	視覚障がい者のためのギャラリートーク（学芸員と客が一緒に作品を鑑賞）の様子を中心に撮影するとともに、委託者が指示する作品数点の撮影を行うこと。
14	日本ろう者劇団ワークショップ	講師を中心に撮影するとともに、参加者の様子も撮影すること。

15	こころのふれあうフェスタ	ステージを中心に撮影するものとし、マルシェ及び特別支援学校コーナーの学校紹介パネル・作業学習作品の展示の概要撮影を行うこと。
16	県内障がい者アート作品展	トークイベント（又はワークショップ、シンポジウム）の様子を中心に撮影するとともに、当課が指示する作品数点の撮影を行うこと。
17	演劇公演	各イベント会場で順に物語が発生するため、物語を追う形で撮影すること。なお、エンディングにかけての1時間は舞台上で演劇公演が行われる。 マルシェの概要撮影も併せて行うこと。